

躍動と安らぎの里づくり鍋山会則

第1章 組 織

(名 称)

第1条 本会は、躍動と安らぎの里づくり鍋山（略称「躍動鍋山」）と称する。（以下「本会」という。）

(組 織)

第2条 本会は、鍋山地区の全ての住民及び各種団体組織員並びに本会の趣旨に賛同する特別会員を以て会員とし、本会の会員を代表し統括する組織として、本会に支部及び自治会を置く。

2 支部は、次の11支部（分団）とし、支部には支部を代表し、本会の幹事を兼ねる支部長を置く。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 上乙多田支部（1分団） | (2) 下乙多田支部（1分団） |
| (3) 鳥楨深谷支部（2分団） | (4) 加食田支部（3分団） |
| (5) 禅定支部（3分団） | (6) 宮内支部（4分団） |
| (7) 前根波支部（5分団） | (8) 後根波支部（6分団） |
| (9) 里坊支部（7分団） | (10) 殿河内支部（8分団） |
| (11) 坂本支部（9分団） | |

3 自治会は、支部のもとに置く28自治会とし、自治会には本会の運営審議委員を置く。運営審議委員は自治会を代表する自治会長とする。

- | | |
|------------------|--------------------------------|
| (1) 上乙多田支部（2自治会） | 上乙多田上、上乙多田下 |
| (2) 下乙多田支部（1自治会） | 下乙多田 |
| (3) 鳥楨深谷支部（3自治会） | 鳥目楨原、深谷上、深谷下 |
| (4) 加食田支部（2自治会） | 加食田郷、栗原 |
| (5) 禅定支部（1自治会） | 禅定 |
| (6) 宮内支部（1自治会） | 宮内 |
| (7) 前根波支部（3自治会） | 作り石、前根波中、前根波下 |
| (8) 後根波支部（1自治会） | 後根波 |
| (9) 里坊支部（4自治会） | 里坊畑、里坊郷上、里坊郷下、里坊後 |
| (10) 殿河内支部（7自治会） | 殿河内上、殿河内中、殿河内下、太田、明石、御城山、成木下津原 |
| (11) 坂本支部（3自治会） | 坂本郷、南側、桧杉谷 |

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の連携と協働により、地域づくり、地域福祉及び生涯学習を積極的に推進し、地区内の諸課題の解決と進展に努め、全ての住民が生き活きと躍動し、安全で安心して生涯を輝き暮らせる地域づくりに寄与し、推進することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民が、生き活きと躍動し輝き暮らせる地域づくりに関すること。
- (2) 各種団体との連携、協働を図り、事業・諸活動等の一体化に関すること。
- (3) 農林商工業等の振興策に連携し、魅力ある地域づくりに関すること。
- (4) 諸課題の解決と振興に、住民が協働して取組む地域づくりに関すること。
- (5) 住民が、安全で安心して生涯を暮せる地域づくりと地域福祉の充実に関すること。
- (6) 生涯学習、文化・芸術活動等の充実及び教育後援事業、スポーツ等の推進に関すること。
- (7) 鍋山交流センター施設等の管理運営に関すること。
- (8) コミュニティビジネスの推進に関すること。
- (9) その他、本会の目的達成のために必要な事業
(事務所)

第5条 本会の事務所（事務局）は、雲南市三刀屋町乙加宮 1208-1 番地・鍋山交流センター内に置く。

第2章 運 営

（機 関）

第6条 本会の会務を円滑に運営推進するため、次の機関を置く。

- (1) 総 会 地区内の住民を代表する各自治会から選出された運営審議委員及び役員、幹事並びに部長、副部長、部員及び事務局職員を以て構成する。運営審議委員は議案を審議し議決する。
- (2) 役員会 総会の議決で選任された役員及び部長並びに事務局職員を以て構成し、会務の企画立案、各機関への議事の提案及び会務を執行する。
- (3) 幹事会 会長が委嘱する幹事及び役員会構成員を以て構成し、会務の精査並びに報告、推進にあたる。
- (4) 自治会長会 支部のもとに置く自治会を代表する自治会長及び役員会構成員を以て構成し、必要事項の協議及び連絡調整並びに会務の推進にあたる。
- (5) 事業部会 会長が委嘱する部長、副部長及び部員を以て構成し、次の事業部ごとに事業の企画立案及び運営にあたる。
 - 1) 福祉部に、自治会福祉員を代表する11名の委員（各支部1名）及びボランティアグループ代表者等を以て構成する、「福祉活動推進委員会」を置き事業の推進にあたる。
 - ① 総務部(鍋山交流センター管理運営関連事業、広報、地区内の振興・開発対策、コミュニティビジネスの推進、自主防災活動、教育後援事業、イベント等に関する事業)
 - ② 躍動部(地域おこし・まちづくり活動等の創造、地区内の環境美化・保護・景観づくり、農林商工業振興策支援、生産活動・特産品開発等の振興策支援、イベン

ト等に関する事業)

- ③ 遊学部(生涯学習、文化・芸術・芸能活動、伝統芸能等の承継保存、教育支援、世代間・団体間交流、イベント等に関する事業)
- ④ 福祉部(地域の生活課題への対応、雲南市社会福祉協議会関連事業、住民福祉、子育て支援、各地区サロン交流会、イベント等に関する事業)
- ⑤ 体育部(スポーツ振興、スポーツ大会、体育協会関連事業、体力増進・健康支援、イベント等に関する事業)

第3章 執行機関

(役員)

第7条 本会に、総会の議決により選任された次の役員を置く。ただし、部長は会長が委嘱する

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 部長 5名

(幹事及び選任)

第8条 本会に、会長が委嘱する次の幹事を置く。

- (1) 支部長 11名
- (2) 有識者 若干名

(部長・副部長・部員及び選任)

第9条 本会に、会長が委嘱する部長、副部長及び部員を置く。ただし、福祉部員は、自治会福祉委員を以て部員とし、会長が委嘱する。

2 体育委員及び係員は、各分団(支部)より選出された者に会長が委嘱する。

- (1) 部長 5名
- (2) 副部長 5名
- (3) 部員 若干名(福祉部員・体育委員を含む)

(運営審議委員及び選任)

第10条 本会に、全ての会員を代表する委員として、運営審議委員を置く。

2 運営審議委員は、支部のもとに置く各自治会を代表する自治会長とし、本会の会長に届け出る。

- (1) 運営審議委員 28名

(役員等の任期)

第11条 役員、幹事、部長、副部長、部員及び運営審議委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合は、選任の定めにより補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

- 3 任期が満了しても、後任者が就任するまでは、その職務を遂行しなければならない。
(役員等の任務)

第12条 会長は、本会を統括し、これを代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 幹事長は、会長の指示により会務の運営及び事業の推進、その他重要事項等について企画立案し、会務を処理する。
- 4 監事は、会務及び経理を監査し、総会に報告する。
- 5 幹事は、役員会と協議し、会務の精査並びに報告、推進にあたる。
- 6 部長、副部長及び部員は、幹事会と協議し、事業の企画立案及び、事業の実施運営にあたる
- 7 運営審議委員は、本会の総会議案を議決し、全ての会員に対して、議決した会務の報告及び会務の推進にあたる。

(顧問)

第13条 本会に、役員会に諮り会長が委嘱する、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長の求めに応じ総会及び役員会等に出席し、会務に対する指導助言を行うことができる。

(会議)

第14条 本会の会議は次のとおりとし、必要に応じて会長が召集し開催する。

- (1) 総会
 - (2) 役員会
 - (3) 幹事会及び拡大幹事会
 - (4) 自治会長会
 - (5) 部会
 - (6) その他、会長が必要と認める会
- 2 総会は、年1回以上開催しなければならない。
 - (1) 議長は運営審議委員の中から選出する。
 - (2) 総会は、次の各号を議決する。
 - ① 事業計画及び事業報告の承認
 - ② 予算案及び決算の承認
 - ③ 会費に関する事項
 - ④ 会則の改廃
 - ⑤ 役員を選任
 - ⑥ その他、会長が必要と認める本会の運営に関する事項
 - (3) 議決の可否は、出席した運営審議委員の過半数を以て決する。
 - 3 役員会に、会長の指示により参考人を加えることができる。
 - 4 幹事会に、会長の指示により副部長及び各種団体を代表する者を加えることができる。
 - (1) 必要に応じて自治会長を加える、拡大幹事会を開催する。

- 5 自治会長会に、会長の指示により各種団体を代表する者を加えることができる。
- 6 部会に、会長の指示により各種団体役員を加えることができる。

(1) 必要に応じて役員を加えることができる。

(経 費)

第 15 条 本会の経費は、会費、参加者負担金、交付金、助成金、補助金、寄付金及び事業収入等を以て充てる。

(会計年度)

第 16 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日迄とする。

第 4 章 事務局職員

(職 員)

第 17 条 本会の、事業運営を円滑に推進するため、本会の事務所（事務局）に会長が雇用する、次の職員（雇員）等を置くことができる。

- | | |
|------------------|-----|
| (1) センター長 | 1 名 |
| (2) 事務局長 | 1 名 |
| (3) 事務局次長 | 1 名 |
| (4) 事務局主任 | 1 名 |
| (5) 集落支援員 | 1 名 |
| (6) 生涯学習推進員 | 1 名 |
| (7) 生活支援コーディネーター | 1 名 |
| (8) 地域福祉推進員 | 1 名 |
| (9) 職 員 | 若干名 |

2 職員のうち、センター長、事務局長、事務局次長及び事務局主任は、原則として躍動鍋山の役員等を兼ねる。

3 職員は、複数の職務を兼務することができる。

4 職員の報酬等については、雇用契約により会長が別に定める。

5 職員の就業規則及び業務内容は、会長が別に定める。

(雑 則)

第 18 条 この会則のほか、本会の会務及び事業の推進に必要な事項は幹事会に諮り、会長が別に定める。

附 則

1. この会則は、平成 18 年 12 月 20 日より施行する。
2. 本会の設立時に選任された役員及び会長から委嘱を受けた顧問、参与、事務局長、事務局員、幹事、部員、協力員並びに運営審議委員の任期は、平成 18 年度を 1 年目とし、平成 20 年 3 月 31 日までとする。
3. この会則は、平成 19 年 10 月 20 日より施行する。

4. この会則は、平成20年 5月 2日より施行する。
5. この会則は、平成22年 4月 1日より施行する。
6. この会則は、平成22年 4月11日より施行する。
7. この会則は、平成24年 5月19日より施行する。
8. この会則は、平成25年 4月 1日より施行する。
9. この会則の、一部を改正し、平成27年5月9日より施行する。
10. この会則の、第17条の一部を改正し、令和3年5月22日より施行する。